

# 第1回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月21日（水） 午後2時00分
2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室
3. 出席委員

	農 業 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員
1 番	小林 広美	金田 正 岡田 毅
2 番	大根田 源一	佐藤 一典 荒井 昭雄
3 番	酒井 和夫	岩崎 進
4 番	黒崎 浩	手塚 孝夫
5 番	黒崎 陽子	直井 純一
6 番	綱川 祥史	小林 康男
7 番	岩村 隆	酒井 紀之
8 番	小林 芳晴	黒崎 文雄
9 番	阿久津 信市	大林 厚雄
10 番	小林 峰子	鈴木 省一
11 番	黒崎 俊行	菊地 方敏
4. 欠席農業委員 0人
5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局係長	中澤 美智子
主任主査	大岡 久美子
主事	坂本 汐里
公社係長	水沼 和子
農政課長補佐兼農業振興係長	森山 陽市
6. 議事日程

議案第1号	農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第2号	農地の転用許可申請に対する意見決定について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
議案第4号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
議案第5号	特定農用地利用規程の認定に対する意見決定について
報告第1号	農地法第18条の解約通知について

## 令和8年第1回農業委員会 総会

○開会	
議長	<p>ただ今から、令和8年第1回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は11人です。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、9番 阿久津 信市委員、10番 小林 峰子委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第1号	
議長	それでは、ただ今から、議案第1号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第1号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。</p> <p>【議案第1号 所有権移転許可申請 1番、2番について説明】</p>
議長	<p>以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 1番について、本日、西高橋地区 阿久津 正好推進委員が欠席のため、私から意見を述べさせていただきます。</p> <p>議案第1号の1番について説明いたします。付属資料の1ページ、2ページをご覧ください。 この畑は■さんが耕作困難となり、隣接地の畑を所有する■さんが規模拡大のため譲り受けることとなりました。この農地は数年前から雑草が繁茂するような状況であり、数日前に通ったところ、■さんにより整地されきれいになっていたことを申し伝えます。そういう状況ですので、■さんは認定農業者でもあり、特に問題はないと思われませんが、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	2番について、下延生地区 手塚 孝夫推進委員お願いします。
下延生地区 推進委員	<p>はい、下延生の手塚です。議案第1号、2番についてご説明申し上げます。 この案件は親子による所有権移転許可申請です。問題ない案件だと思いますが、皆様方の慎重なるご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	2番 大根田 源一委員、ほかに意見があればお願いします。
2番委員	はい、2番の大根田です。ただ今の手塚推進委員さんのご説明通りでございます。問題はないと思われませんが、皆さまの慎重なるご審議よろしくお願いいたします。
議長	<p>以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
委員	(質疑なし)
議長	<p>質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。</p>
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第1号は許可することで決定しました。

○議案第2号

議長

続きまして、議案第2号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」  
次のとおり農地法第5条の規定に基づく農地の転用許可申請があったので、その意見決定について審議するものとする。

【議案第2号 転用許可申請 1番について説明】

議長

以上で事務局の説明を終わります。  
続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。  
1番について、下高根沢地区 酒井 紀之推進委員お願いします。

下高根沢地区  
推進委員

はい、下高根沢の酒井です。議案第2号、1番についてご説明申し上げます。付属資料の5ページから10ページをご覧ください。  
事業計画書にもありますが、■の駐車場が狭く、東側の借りていた土地も地主から返してほしいと言われたとのこと。今南側の一部を借りていますが、転用していなかったため顛末書が書かれています。売買により転用するという事なのでやむを得ないと思われそうですが、皆さまの慎重な審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

4番 黒崎 浩委員、ほかに意見があればお願いします。

4番委員

はい、4番の黒崎です。ただ今、酒井推進委員の述べた通りであります。付属資料の顛末書にある通り、すでに使用しているところというのは一部農地でありましたが、今回は場所的にも2種農地ということで、やむを得ないかなと思います。皆さまの慎重なご審議よろしく申し上げます。

議長

以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。  
続いて質疑に入ります。質疑はありますか。

1番委員

はい。

議長

1番 小林委員。

1番委員

1番 小林です。この案件につきましては、最後のところに顛末書がついてございます。顛末書というのは一つの報告書であって、始末書ではなくて、この場合、顛末書でよろしいのかどうか。今までは始末書を取っていたような気がするんですが、その点もご説明願います。

議長

事務局。

事務局

小林委員のご指摘の通り、これまでは始末書という形態で、反省の意味と謝罪も含めた文書を提出していただくことが多かったかと思います。農地法上求めている添付書類としましては、具体的に始末書とは表記がされていない現状でございます。今回事務局で受け付けた際にも、特に追及せず受領しているような経緯がございます。こちらについては本来必要であるべき内容と書類の形態につきまして、県と確認をしまして、それがふさわしくないといった場合については、改めて始末書の提出を求めるような形を取りたいと思います。

議長

よろしいでしょうか。

1番委員

はい、了解です。

議長

他に質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようなので、質疑を終わります。  
続いて採決に入ります。  
議案第2号について、許可相当との意見を付すことに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第2号は許可相当との意見を付すことで決定しました。

○議案第3号

議長 続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、3番 酒井 和夫委員、5番 黒崎 陽子委員が退席となります。

(酒井委員、黒崎 陽子委員 退席)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」  
次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。

次の4ページをお開きください。農用地利用集積等促進計画総括表、公告予定年月日 令和8年2月20日、利用権設定等の面積325,469.00平方メートル、令和8年中の累計325,469.00平方メートル。詳細は、5ページから10ページ記載の合計39件となります。

議長 以上で、事務局の説明を終わります。  
それではただ今から3分間、審査をお願いします。

(審査中)

議長 それでは審査を終わります。  
続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
続いて採決に入ります。  
議案第3号について、原案に対し、意見なしとすることに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第3号は、意見なしと決定いたしました。  
酒井 和夫委員の入場をお願いいたします。

(酒井委員 着席)

○議案第4号

議長 続きまして、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」  
次のとおり農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について町から意見を求められたので、その意見決定のため審議するものとする。

【議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について説明】

議長

以上で事務局の説明を終わります。  
続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。  
1番について、下高根沢地区 小林 康男推進委員お願いします。

下高根沢地区  
推進委員

はい、下高根沢北部地区担当の小林です。議案第4号の1番についてご説明申し上げます。  
申請地は、■さんの自宅の南に隣接する農地で、以前はビニールハウスがあったところになります。そこに、令和3年1月ごろ基礎のある大型4連ハウスを建築し、また隣接する宅地から農作業用の車両が進入できるように進入路を整備しました。本来であれば事前に用途区分変更が必要でしたが、手続きをしていなかったことが判明したため、今回は是正のための申請があったということです。■さんは50ヘクタール以上を経営する大農家であり、今後も農業経営に必要な施設ということですので、致し方ない案件かと思いますが、皆さまの慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

4番 黒崎 浩委員、他に意見があればお願いします。

4番委員

はい、4番の黒崎です。今、小林推進委員さんの説明の通りであります。ここは■さんのお宅で、大規模経営米農家ですので、この施設は必要なものだと思います。また作業効率を考えると、進入路が現状のように使えなくては、効率が悪いかと思います。ただ今回のように農地であったということで是正の申請が出ておりますので、皆さまの慎重なる審議よろしく申し上げます。

議長

2番について、下延生地区 手塚 孝夫推進委員お願いします。

下延生地区

はい、下延生の手塚です。議案第4号の議案についてご説明申し上げます。現地の確認は大根田源一農業委員、そして事務局で1月19日、確認してきました。別冊子の39ページから59ページをご覧ください。申請地は、■さんの自宅に隣接する畑で、昭和54年ごろにトラクターや乾燥機、農機具を保管するための納屋を建設したということです。今回、母屋の建て替えを検討し、土地を調べたところ、農地であることが判明したため、是正のための用途区分変更の申請があったものです。なお、母屋についても、農地部分にはみ出している状態ですが、新しい家は宅地部分に収まるように建て替えるとのこと。納屋は今後も使用していきたいということです。致し方ない案件かと思いますが、皆様方の慎重なるご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

2番 大根田 源一委員、他に意見があればお願いします。

2番委員

2番 大根田です。手塚推進委員さんのご説明の通りでございます。問題はないと思われすが、皆さまの慎重なるご審議よろしく申し上げます。

議長

以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。  
次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。  
続いて採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり変更することはやむを得ない、との意見を付すことに賛成の委員は、起立願います。

委員

(全員起立)

議長

起立全員であります。よって、議案第4号は、変更はやむを得ないとの意見を付すことで決定いたしました。

黒崎 陽子委員の入場をお願いいたします。

(黒崎 陽子委員 着席)

## ○議案第5号

議長

続きまして、議案第5号「特定農用地利用規程の認定に対する意見決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号「特定農用地利用規程の認定に対する意見決定について」  
次のとおり農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、特定農用地利用規程の認定について町から意見を求められたので、その意見決定のため審議するものとする。

【議案第5号 特定農用地利用規程の認定について説明】

議長

以上で、事務局の説明を終わります。  
それでは、ただ今から1分間審査をお願いします。

(審査中)

議長

それでは審査を終わります。  
続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員

(意見なし)

議長

意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようなので、質疑を終わります。  
続いて採決に入ります。  
議案第5号について、原案に対し、適当であるとの意見を付すことに賛成の委員は起立願います。

委員

(全員起立)

議長

起立全員であります。よって、議案第5号は「適当」との意見を付すことで決定いたしました。

## ○報告第1号

議長

続きまして、報告第1号「農地法第18条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。

事務局

報告第1号「農地法第18条の解約通知について」  
次のとおり農地法第18条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。  
詳細につきましては、14ページから17ページまでに記載の合計12件となります。お目通しをお願いします。以上です。

議長

これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。  
ここで、先月の総会で質問がありました件について、事務局から回答いたします。よろしくお願いします。

事務局

はい、事務局です。先月の総会で地域計画に関しまして、議案におきましては各大字の横に集落名を記載しておりまして、この集落名をどのように書かれているのかというご質問をいただいた件について回答いたします。

事務局で確認したところ、やはり小字名を全て記載するものではなく、国で実施している農林業センサスに登録されている農業集落名を記載しているために、このような表記になっております。農業集落のデータにつきましては、芳賀町では103の農業集落名が規定されており、こちらに基づいた記載となりますので、よろしくお願いします。以上です。

議長

これをもって、令和8年第1回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉会午後2時50分)